

福岡県公報

平成19年11月7日
第2748号

目次

告示(第2076号 - 第2090号)

国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農地計画課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	5
町の字の区域の変更	(地方課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
共同施行による土地改良事業計画の変更の認可	(農地計画課)	5

土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	6
情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(高度情報政策課)	7
公告			
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7

告示

福岡県告示第2076号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、平成19年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

変更前

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柳川市	本城町、城南町、茂庵町、宮永町、城隅町、新外町、鬼童町 三橋町棚町の一部	平成19年4月27日から 平成20年3月31日まで
みやま市	瀬高町小田、瀬高町泰仙寺、瀬高町東津留、瀬高町濱田、瀬高町大江の各一部	〃
みやこ町	犀川大坂の一部	〃

変更後

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
柳川市	本城町、城南町、茂庵町、宮永町、城隅町、新外町、鬼童町 三橋町棚町、三橋町高畑・下百町、三橋町今古賀・藤吉の各一部	平成19年4月27日から 平成20年3月31日まで

みやま市	瀬高町小田、瀬高町泰仙寺、瀬高町東津留、瀬高町濱田、瀬高町大江、瀬高町広瀬、瀬高町高柳の各一部	"
みやこ町	犀川大坂、犀川山鹿・大村、犀川柳瀬の各一部	"

福岡県告示第2077号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 YOU友福岡

(2) 代表者の氏名

矢野 晴子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香住ヶ丘2丁目11番32 - 203

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が安心して日常生活が送れるように、障害者の福祉や、自立生活支援に関する事業や障害者に対する理解を深める活動を行い、障害者の自立や生活の安全性を確保することや雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2078号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー大木町ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県三潴郡大木町上八院1732番地1

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニー	午前9時	午後9時	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午前9時30分まで	24時間

福岡県告示第2079号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー八女店
 (2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏1番297 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2080号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 みいまちショッピングタウン
 (2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後

(株)サニー
代表取締役 中村 一夫
福岡市中央区平尾二丁目20番35号

(株)サニー
代表取締役 野田 亨
福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2081号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー吉井ショッピングセンター
 (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町鷹取字宮井56番1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2082号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 久留米南ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2083号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2084号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2085号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年10月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニーすわの町店

(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番地21 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)サニー 代表取締役 中村 一夫 福岡市中央区平尾二丁目20番35号	(株)サニー 代表取締役 野田 亨 福岡市中央区平尾二丁目20番35号

福岡県告示第2086号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、上毛町長から上毛町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、友枝地区の土地改良事業に伴う換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字東下に編入する。

大 字	地 番
下 唐 原	2530の1の一部、2530の2の一部、2530の3の一部、2531の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字東下1118、1122から1124までに隣接する大字下唐原の道路、水路である公有地の一部	

2 次の区域を大字下唐原に編入する。

大 字	地 番
東 下	1115の1の一部、1117の一部、1118の一部
大字東下1188に隣接する道路、水路である公有地の全部	

福岡県告示第2087号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字向佐野字長浦263 - 1、263 - 2、263 - 9から263 - 20まで、265 - 1、字日焼371、372 - 3から372 - 8まで、372 - 10、375 - 2、375 - 4、375 - 7、375 - 10、375 - 11、375 - 13及び731 - 13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区千代六丁目2番33号

株式会社ベスト電器 代表取締役 有園 憲一

福岡県告示第2088号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
外小竹土地改良事業共同施行	平成19年10月25日

福岡県告示第2089号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡市日佐複合施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県福岡市南区的場二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規

定する普通公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成19年度の事業計画において本件事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が日佐公民館及び日佐校区老人いこいの家の複合施設の建設を行うものである。

日佐公民館は昭和59年度に、日佐校区老人いこいの家は昭和51年度にそれぞれ建築されたが、両施設ともに狭隘であるうえ、築後20年以上経て老朽化しており、住民の利用に支障を来していることから、施設の改築等が必要となっている。

福岡市においては、改築等の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、両施設の相互利用により世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できること等にかんがみ、複合施設を建設することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、日佐地区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、工事施工の難易度、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、住民の利便性が高く、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、用地費等も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市日佐複合施設建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市南区役所（総務課）

福岡県告示第2090号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該対象手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
薬事法（昭和35年法律第145号）	第8条の2第1項及び第2項	平成19年11月12日	薬局機能に関する情報の報告

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年11月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 白バイ用ヘルメット 90個
イ 白色帯革 400本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年1月31日（木）

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年11月16日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	A A、A、B
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	06	その他	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。
- (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。
- (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (6) 納入する物品に必要とする生地等の供給を受けられること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (9) 下記のいずれかの条件を満たすこと。
 ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。
 イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
 福岡県警察本部総務部会計課
 〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

- (2) 提出場所
 4の部局とする。
- (3) 提出期間
 平成19年11月7日（水）から平成19年11月16日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
 直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知
 5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所
 4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等
 平成19年11月7日（水）から平成19年11月16日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
 4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所
 4の部局とする。
- (2) 受領期限
 平成19年11月20日（火）午後6時00分
- (3) 提出方法
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階入札室

(2) 日時

ア 平成19年11月21日(水)午前10時00分

イ 平成19年11月21日(水)午前10時30分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チェンソー株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています